



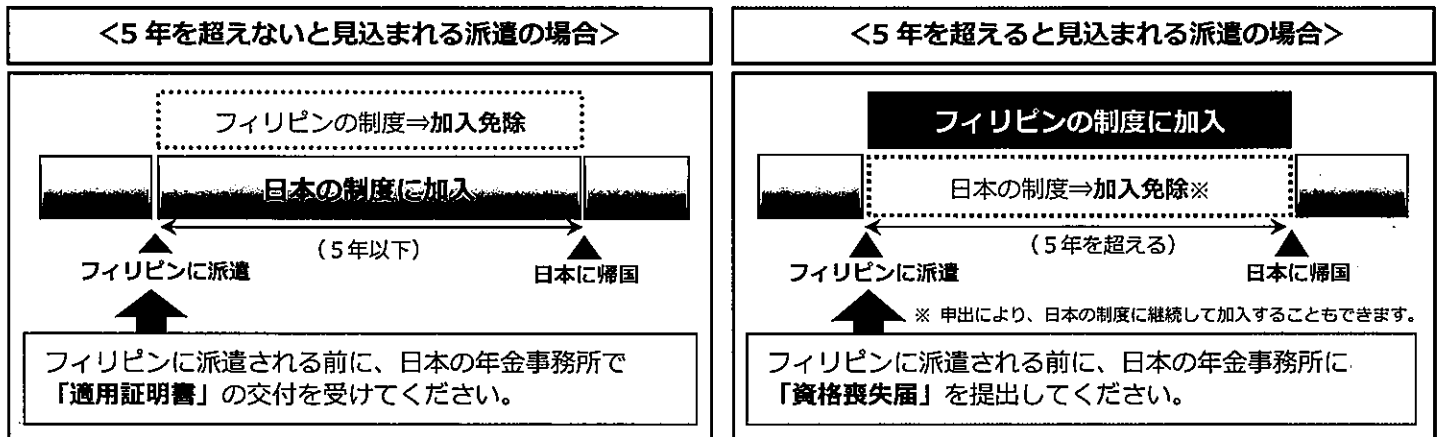
# フィリピンへ進出されている事業主の皆さまへ フィリピンの社会保障制度に加入したことのある皆さまへ

**2018年8月1日に日本とフィリピンとの間の社会保障協定が発効します。**

対象となる制度は、次の年金制度のみです。

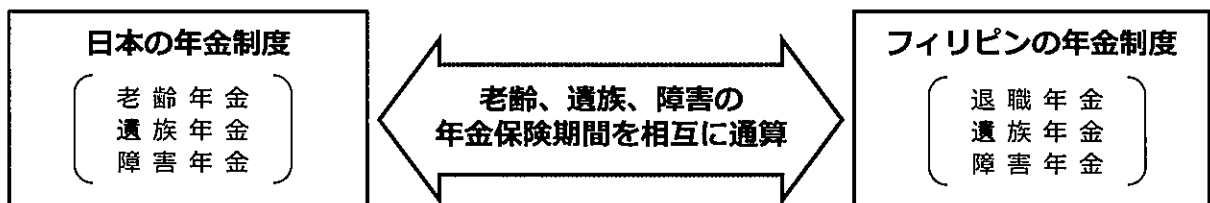
- ・日本については、国民年金、厚生年金保険が対象です。
- ・フィリピンについては、退職、障害、及び死亡または遺族に係る給付が対象です。

## 1 社会保障協定により、日本とフィリピンの制度への二重加入が解消されます。 (発効前からフィリピンに派遣されている方も対象となります。)



\* フィリピンの年金制度に適用される場合、加入期間は60歳までとなりますが、60歳以降も被用者または自営業者として就労を継続する場合には、その就労を終えるまでまたは65歳まで保険料を納める必要があります。

## 2 社会保障協定により、日本とフィリピンの年金保険期間が通算できます。



日本の年金保険期間のみでは年金の受給資格要件を満たさない場合は、重複しないフィリピンの年金保険期間を通算することができます。

フィリピンの年金保険期間のみでは年金の受給資格要件を満たさない場合は、重複しない日本の年金保険期間を通算することができます。

## 3 社会保障協定により、フィリピンの年金請求書を日本の年金事務所で、また、日本の年金請求書をフィリピンの年金実施機関で受け付けることができます。

フィリピンの年金受給手続きについての留意点は主に以下のとおりです。

- 老齢年金については、年金保険期間が10年以上ある場合、65歳（退職していれば60歳）から給付を受け取ることができます。
- フィリピンの年金については、フィリピン国内の金融機関で口座開設等の手続きを行うことにより、日本国内で受け取ることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページまたは年金事務所でご確認ください。  
協定に関する申請書は、ホームページからも入手することができます。

日本年金機構 社会保障協定

検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigalkyoju/shaho-kyotet/kyotet-galyou/20141125.html>